

「くまもと県南地域産品等販路開拓支援事業」実施業務委託に係る 企画コンペ募集要領

1 目的

くまもと県南地域では、豊富な農林水産物等を活かし地域活性化を図る「くまもと県南フードバレー構想」に基づき、販路拡大や商品開発の支援等を実施しているところであり、「RENGA」ブランド商品を始め、協議会会員がこだわりを持って作った加工食品等が数多くある。

それらの地域産品の付加価値を高め、商品の認知度向上と販路を開拓し、県南地域の食関連産業のさらなる振興を図るため実施する。

2 委託業務概要

- (1) 業務名称：「くまもと県南地域産品等販路開拓支援事業」実施業務
- (2) 業務内容：別添「「くまもと県南地域産品等販路開拓支援事業」実施業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

3 委託業務限度額

4,088,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約にあたっての予定価格は別途設定する。契約額は予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。

4 参加資格要件

次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。
- (5) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を

- もって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している

5 質問と回答

募集要領等について疑義がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式第1号）にて電子メールにより受け付ける。

- ・土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- ・送信後、電話にて受理確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年（2024年）10月29日（火）12時00分まで

(3) 担当窓口

〒869-4201 熊本県八代市鏡町鏡村363

（熊本県農業研究センターアグリシステム総合研究所フードバレー推進室内）

くまもと県南フードバレー推進協議会事務局 担当：村上、武田

E-mail：food28@pref.kumamoto.lg.jp

TEL：0965-52-1020

(4) 質問への回答

質問者を匿名として電子メールで回答する。なお、回答は、必要に応じて当協議会ホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

6 参加申込書の提出

本企画コンペに参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

参加申込書（様式第2号）により、持参または郵送（配達証明に限る。）により提出すること。

※郵送の場合は、提出受付期間内必着とする。

(2) 提出期限

令和6年（2024年）10月29日（火）12時00分まで

(3) 提出先

5（3）に同じ

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の内容

次の項目を盛り込んで作成すること。

ア 企画提案書表紙（様式第3号）

イ 企画提案内容

仕様書記載の内容を盛り込んだ企画を提案すること。

ウ その他追加提案

追加提案がある場合のみ提出。業務の目的を達成するために有効な事項。

エ 実施体制

本業務の責任者（所属・職名・氏名・主な業務経歴・その他参考事項）、主な外部関連団体、体制図について記入すること。

オ 業務工程表

契約から業務完了までのスケジュールについて、業務の一連の流れが分かるように記入すること。

カ 会社概要及び類似業務実績

会社の概要を記入すること。会社パンフレット等の添付でもよい。
当事業と類似する過去の事業実績があれば記入すること。

キ 見積書

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、仕様の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠がわかるように記載すること。

消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と併せて合計金額を記載すること。

ク 事業者の取組に関する申出書（様式第4号）

（2）企画提案書の提出方法等

ア 提出方法

持参または郵送（配達証明に限る。）
※郵送の場合は、提出受付期間内必着とする。

イ 提出部数

正本1部、副本4部

ウ 提出期限

令和6年（2024年）11月7日（木）正午まで

エ 提出先

5（3）に同じ

（3）企画提案書を無効とする場合

以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・企画提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ・企画提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの
- ・企画コンペ参加申込書又は企画提案書に虚偽の内容が記載されたもの
- ・審査委員又は関係者に企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

（4）提出された企画提案書の取扱い

- ・企画提案書は返却しない
- ・企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする
- ・協議会は、提案書の審査及び説明のために、写しを作成し使用することができる
- ・企画提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある
- ・審査会資料として使用する企画提案書内に記入された企業団体名等は、くまもと県南フードバレー推進協議会で修正を加える場合がある

8 審査会（プレゼンテーション）の開催及び受託者の選定方法

企画提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

(1) 審査会の開催日等

- ア 開催日 令和6年(2024年)11月11日(月)(時間・控室は別途通知)
- イ 場所 フードバレーアグリビジネスセンター2階
- ウ 選定結果 電子メールにより審査会参加者全員に通知する。

(2) 審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、企画提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、くまもと県南フードバレー推進協議会職員の中から、業務の関連又は業務実績を考慮し、4名を選出する。

(3) 審査及び委託候補者の選定

ア 審査会では、企画提案書及び参加者からのプレゼンテーション内容を以下の表に定める審査の視点に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として選定する。

| 審査項目 | | 採点の観点 | | 配点 |
|------|---------|---|---|-----|
| 1 | 適格性 | ・ 事業の目的や仕様書の内容を十分に理解しているか。 | | 10 |
| | | ・ 事業計画・内容に具体性があり、着実な手法が提案されているか。 | | 10 |
| 2 | 業務遂行能力 | ・ 本業務を安定して確実に遂行するため必要な実施体制を有しているか。 | | 10 |
| | | ・ 本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。 | | 10 |
| 3 | 企画提案内容 | ・ 提案内容の実施方法は妥当なものか。また、提案者の強みや実績等を踏まえて十分な効果が見込めるものとなっているか。 | | 20 |
| | | ・ 提案された内容は、魅力的なものとなっているか。 | | 20 |
| | | ・ 作業スケジュールは妥当なものか。 | | 5 |
| | | ・ その他業務の目的を達成するために有効な追加提案がなされているか。 | | 5 |
| 4 | 経費の妥当性 | ・ 見積金額は、提案内容から見て妥当なものか。 | | 5 |
| 小 計 | | | | 95 |
| 5 | 事業者の取組み | 働く環境の整備 | ①熊本県ブライツ企業の認定を受けている。 | 1 |
| | | 多様な人材の活躍 | ②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)がある。 | 1 |
| | | 環境配慮 | ④事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)がある。 | 1 |
| | | その他の持続可能な社会の実現 | ⑤熊本県SDGs登録制度に登録している。 | 1 |
| | | | ⑥パートナーシップ構築宣言に登録している。 | 1 |
| 小 計 | | | | 5 |
| 合 計 | | | | 100 |

- イ 選考委員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×4人＝400点とする。
また、最低基準を50点×4名＝200点とし、全ての参加者が最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとして再度公告の上、企画提案書を募集する。
- ウ 最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。
- エ 委託候補者が、「4 参加資格要件」に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

9 委託契約の締結

協議会は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

10 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第77条の規定に準じ、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

11 実施スケジュール（予定）

| | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 公告（協議会HP） | 令和6年（2024年）10月21日（月） |
| (2) 質問書提出期限 | 10月29日（火）正午 |
| (2) 参加申込書提出期限 | 10月29日（火）正午 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 11月 7日（木）正午 |
| (4) 審査会 | 11月11日（月） |
| (5) 審査会結果通知 | 速やかに実施 |
| (6) 委託契約内容協議・委託契約締結 | 速やかに実施 |
| (7) 委託契約終了 | 令和7年（2025年） 3月21日（金） |

12 その他

- (1) 企画コンペに係る費用は、一切支払わない。
- (2) 企画コンペ参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式第5号）を提出すること。
- (3) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。